

## 小樽市高齢者等肺炎球菌予防接種の償還払いについて

償還払いの対象者	小樽市高齢者等肺炎球菌予防接種の対象者 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>小樽市高齢者等肺炎球菌予防接種の対象者</b></p> <p>次の①または②のいずれかに該当する方</p> <p>①小樽市に住民登録があり、接種を希望する方で、接種日に 65 歳の方</p> <p>②小樽市に住民登録があり、接種を希望する方で、接種日に 60 歳以上 65 歳未満であり、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳 1 級相当の方)</p> <p>ただし、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象外となりますが、医師の判断により接種できる場合がありますので、再接種を希望する方は医師にご相談ください。</p> </div>	
償還払いの対象となる費用	償還払いの対象者が、市外の医療機関や施設に入院や入所をしているなどやむを得ない事情で、市外の医療機関等で接種を希望し、小樽市が事前に医療機関等に送付した接種依頼書に基づいて、接種期間内に自己負担した高齢者等肺炎球菌予防接種の費用 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; text-align: center;"> <p><b>小樽市高齢者等肺炎球菌予防接種の接種期間</b></p> <p>65 歳の誕生日から 66 歳の誕生日の前日まで</p> </div>	
償還払いの額	市民税非課税世帯 生活保護世帯  自己負担した額  ただし、上限額は 11,511 円 (問診のみの場合は 2,013 円)	左記以外の方 (市民税課税世帯)  自己負担した額 - 6,000 円 = 償還払額 (問診のみの場合は自己負担した額)  ただし、上限額は 5,511 円 (問診のみの場合は 2,013 円)
申請期限	<b>接種をした日から 1 年以内 (必着厳守)</b>	
償還払い申請に必要なもの	①医療機関が発行した領収書 (高齢者等肺炎球菌予防接種の費用であることがわかるもの・写し不可) ②印鑑 (申請書に押印) ③振込先口座の通帳 (金融機関名や口座番号がわかるもの・写し可) ④本人確認書類 (マイナンバーカードなどの公的機関が発行したもの・写し可) または生活保護受給世帯は生活保護手帳 ※郵送で申請する場合は、「高齢者等肺炎球菌予防接種費用償還払い申請書」に記入・押印の上、①③④を添付し、小樽市保健所健康増進課へ送付してください。	

**お問い合わせ**

**小樽市保健所 健康増進課 健康づくりグループ**

〒047-0008 小樽市築港 11 番 1 号 ウイングベイ小樽一番街 4 階 (JR 小樽築港駅側)  
電話:0134-22-3119 FAX:0134-22-1469